

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	厚生年金基金の平成 24 年度財政決算結果について	P1
【コ ラ ム】	厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について	P7

厚生年金基金の平成24年度財政決算結果について

1. はじめに

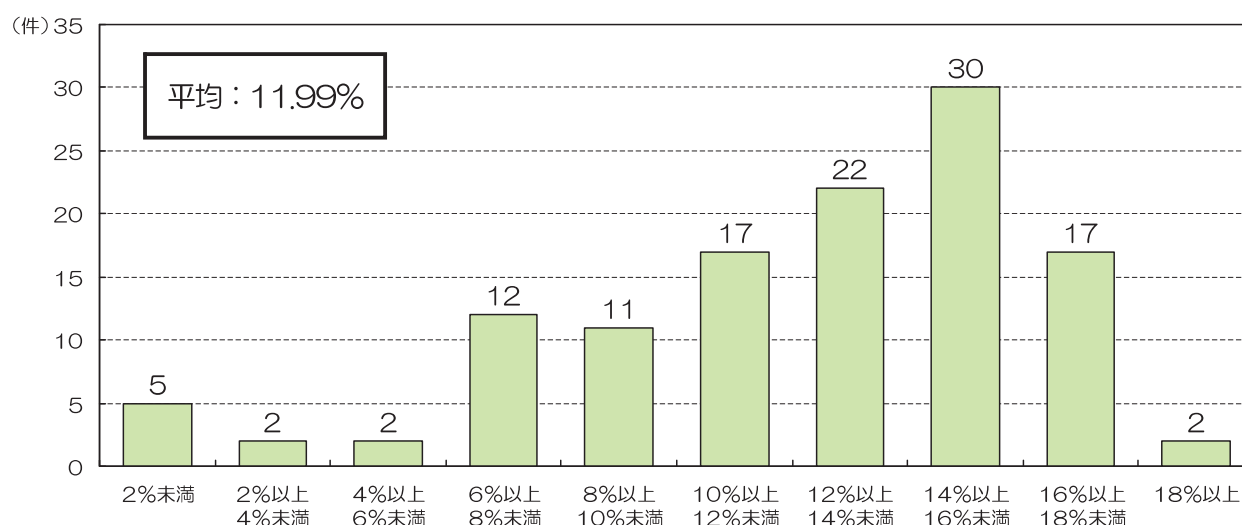
弊社総幹事の厚生年金基金（以下「基金」）120 基金の平成 24 年度財政決算結果がまとまりましたので、資産運用利回りの分布状況および財政検証の結果の概況等をご案内いたします。

2. 資産運用利回りについて

平成 24 年度の資産運用利回り（運用報酬・業務委託費等控除後）の分布状況は、図 1 の通りです。資産運用利回りの平均は 11.99%と、前年度（△ 1.06%）と比較して大きく改善しています。分布状況をみると、14～16%の基金がもっとも多くなっています。

理論的には、代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すれば、利差損益は発生しません。平成 24 年度は、厚生年金本体利回りが 9.57%（図 2）、プラスアルファ部分の予定利率の平均が 4.44%（図 3）と、資産運用利回りが厚生年金本体利回りおよびプラスアルファ部分の予定利率のいずれも上回ったことから、多くの基金において利差益が発生する結果となりました。

＜図 1＞資産運用利回りの分布状況（平成 24 年度）



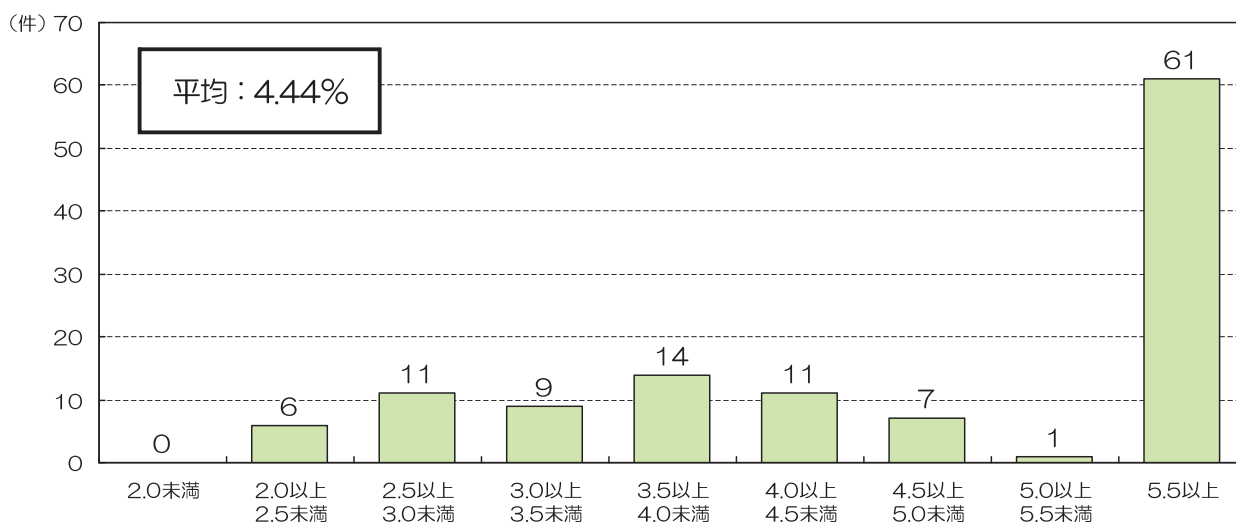
（注）資産運用利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

＜図2＞資産運用利回り・厚生年金本体利回りの推移



(注) 基金の資産運用利回りは、運用報酬・業務委託費等控除後のもの。

＜図3＞プラスアルファ部分の予定利率の分布状況（平成24年度）



(注) 加算型の基金については、加算部分の予定利率を集計している。

3. 積立水準（継続基準・非継続基準）について

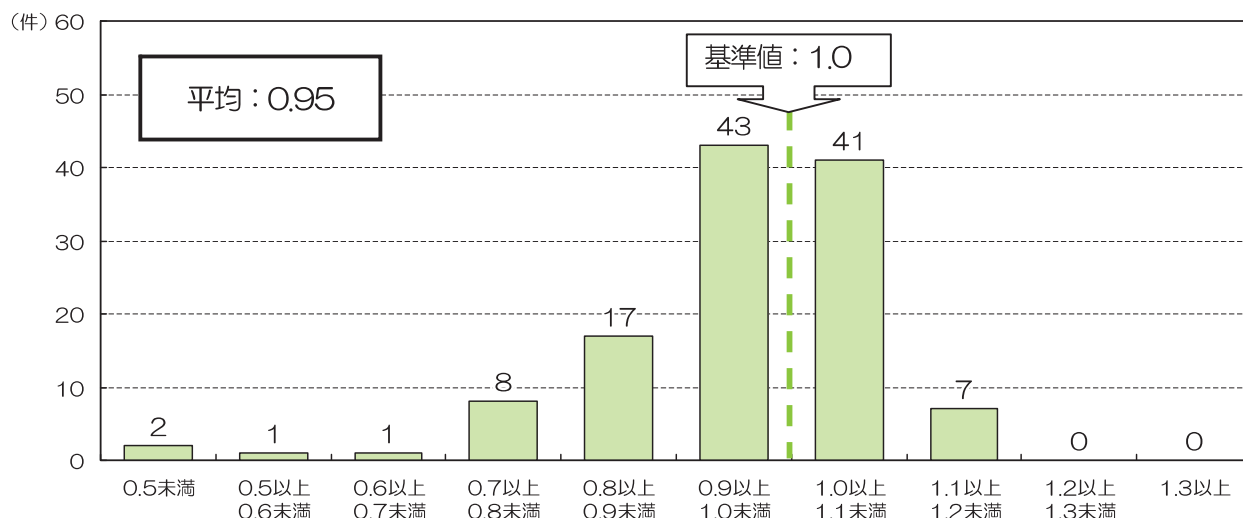
(1) 継続基準

継続基準における「純資産額÷責任準備金」の分布状況は、図4の通りです。責任準備金は、制度が今後も継続するために現時点で確保しておくべき額であり、継続基準の財政検証においては「純資産額÷責任準備金」の値が1.0以上であることが求められます。

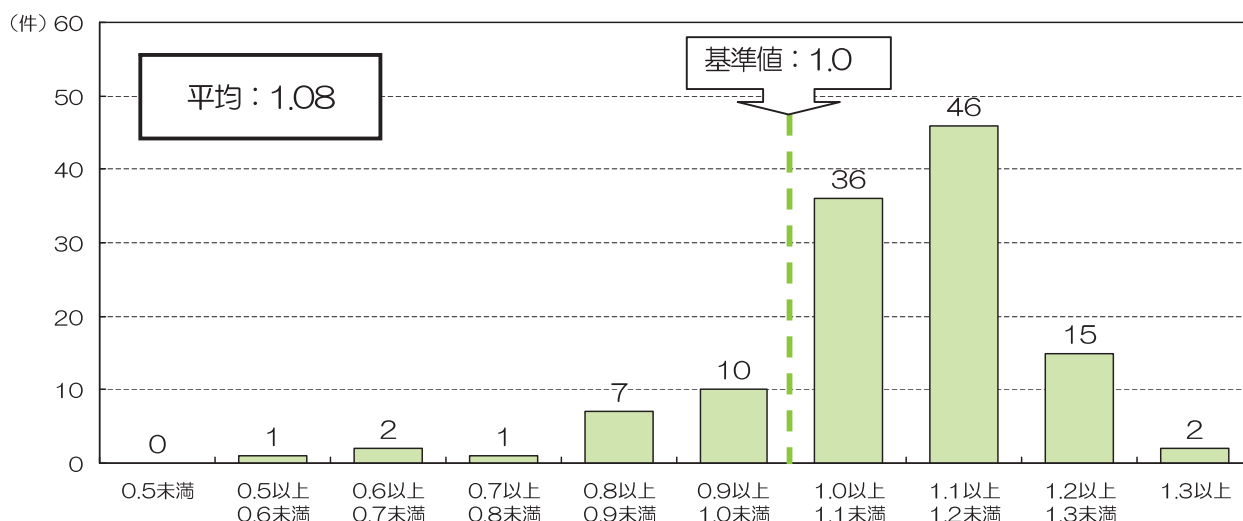
平成23年度以前は、継続基準に関する財政検証において責任準備金算出時に資産評価調整額を控除することになっていましたが、平成24年度財政決算からは資産評価調整額を考慮しない取扱いとなっており、継続基準をクリアしているかどうかは時価で判定することとなりました。平成24年度財政決算の結果、弊社総幹事先の40%の基金が継続基準を満たしています。

一方、変更計算の要否の判定においては、資産評価調整額を考慮することができます。「(数理上資産額＋許容繰越不足金)÷責任準備金」の分布状況は、図5の通りです。数理上資産額は純資産額に資産評価調整額を加算した額です。継続基準を満たしておらず、さらに「(数理上資産額＋許容繰越不足金)÷責任準備金」の値が1.0未満の場合には、掛金の見直し（変更計算）が必要となります。平成24年度財政決算の結果、掛金の見直しが必要となった基金は弊社総幹事先の約17%であり、約83%の基金では見直し不要となりました。

＜図 4＞継続基準の積立水準（純資産額÷責任準備金）の分布状況（平成 24 年度）



＜図 5＞継続基準の積立水準（（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）の分布状況（平成 24 年度）



(2) 非継続基準

非継続基準における「純資産額÷最低責任準備金」および「純資産額÷最低積立基準額」の分布状況は、図 6 および図 7 の通りです。非継続基準の財政検証では、「純資産額÷最低責任準備金」が 1.05 以上かつ「純資産額÷最低積立基準額」が 0.92 以上であれば、掛金の見直しは不要です（このほか、過去 3 事業年度の実績等により掛金の見直しが不要となる場合があります）。図 6 をみると、全体の約 37% の基金で最低責任準備金に対する積立水準が基準値である 1.05 を下回っています。さらに、図 7 においては、80% の基金で最低積立基準額に対する積立水準が基準値である 0.92 を下回っています。

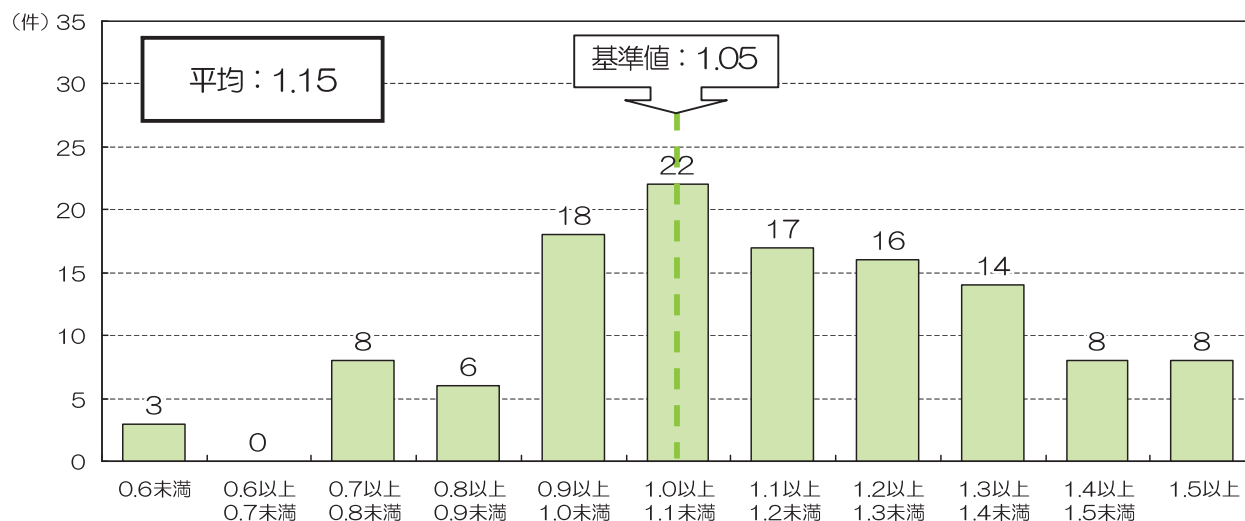
(3) 継続基準・非継続基準の積立水準の推移

各種積立水準の過去 7 年間の推移は、図 8～図 10 の通りです。

まず、積立水準の平均値については、運用環境の改善によりいずれの水準も平成 23 年度に比べ上昇しています。継続基準と非継続基準の積立水準を比べると、非継続基準の積立水準の改善幅が大きくなっています。

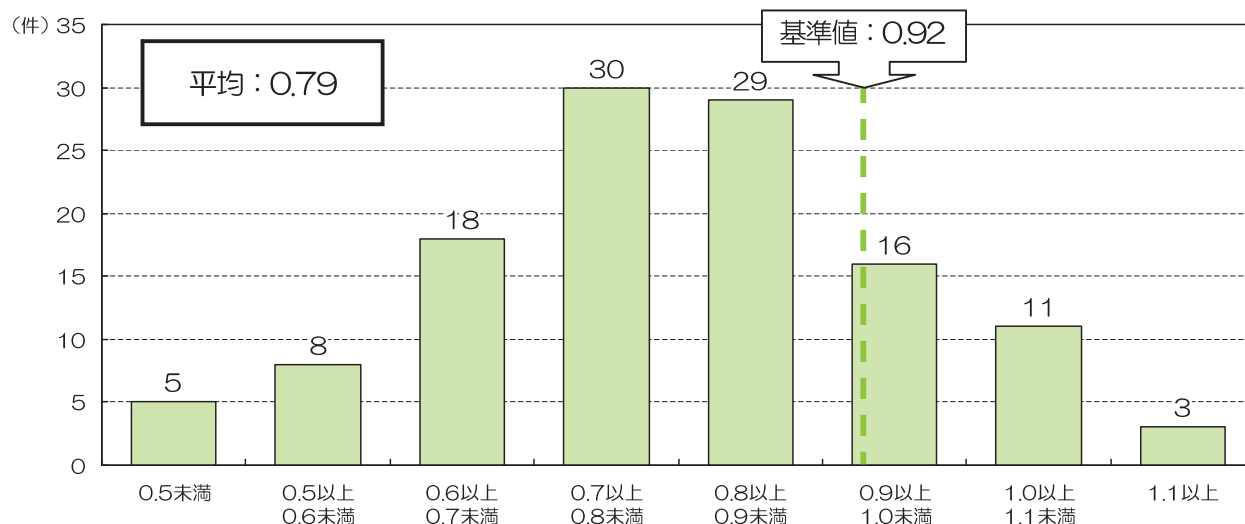
これまでは平成 11 年 9 月時点に遡及して期ずれが解消されたものとして計算した最低責任準備金（最低責任準備金（継続基準））を代行部分の債務として用いていました。最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金の差額を最低責任準備金調整額と呼んでいましたが、この最低責任準備金調整額の算定方法が平成 24 年度財政決算から変更されました。また、責任準備金の額について最低責任準備金（継続基準）の額が下限とされていましたが、当該下限が廃止されました。上記の最低責任準備金調整額の算定方法変更による継続基準の積立水準への影響は平均して 0.01 程度の低下、下限の廃止による継続基準の積立水準への影響は平均して 0.01 程度の上昇となり、結果として大きな影響はありませんでした。

＜図 6＞非継続基準の積立水準（純資産額÷最低責任準備金）の分布状況（平成 24 年度）



（注）「1.0 以上 1.1 未満」（22 件）の内訳は、1.0 以上 1.05 未満が 10 件、1.05 以上 1.1 未満が 12 件である。

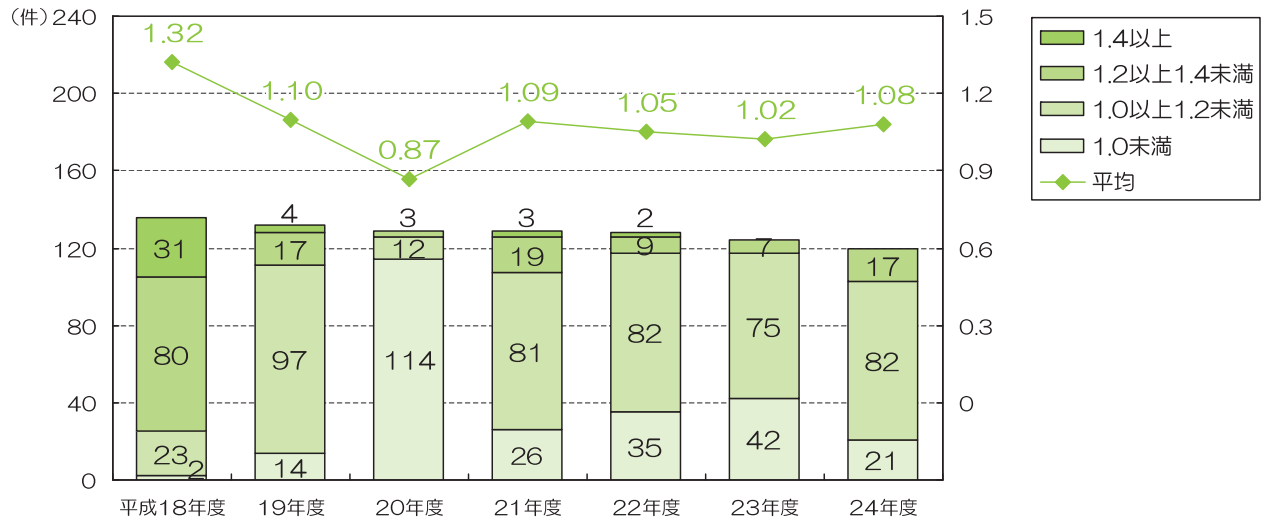
＜図 7＞非継続基準の積立水準（純資産額÷最低積立基準額）の分布状況（平成 24 年度）



（注）「0.9 以上 1.0 未満」（16 件）の内訳は、0.9 以上 0.92 未満が 6 件、0.92 以上 1.0 未満が 10 件である。

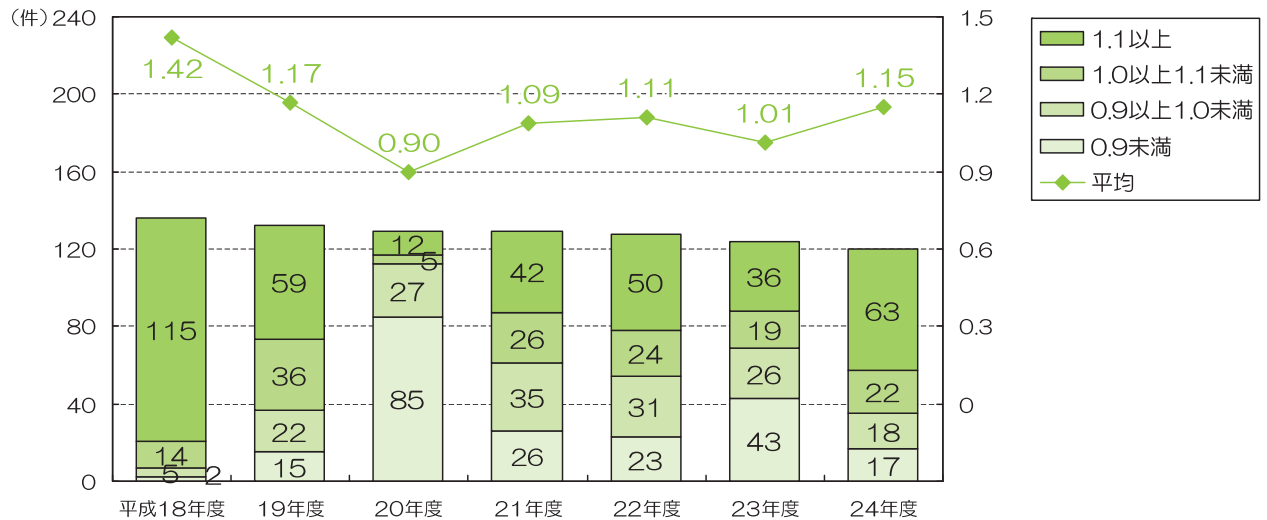
したがって、継続基準と非継続基準の上昇幅の違いは、継続基準と非継続基準とで代行部分の債務評価に使用する利率の違いに起因するところが大いと考えられます。前述の「2. 資産運用利回りについて」の中で、『代行部分に関しては厚生年金本体と同じ運用利回りを、プラスアルファ部分においては予定利率と同じ運用利回りを達成すると利差損益は発生しない』と述べましたが、これは、継続基準（貸借対照表上）の場合です。非継続基準においては、代行部分の債務（最低責任準備金）の計算に関して最大 1 年 9 ヶ月「期ずれ」があることを考慮しなければなりません。非継続基準に用いる平成 24 年度の最低責任準備金の計算利回りは約 0.34%（平成 24 年 4 ～ 12 月は平成 22 年度の厚生年金本体利回り△ 0.26%、平成 25 年 1 ～ 3 月は平成 23 年度の厚生年金本体利回り 2.17%を用いて算出）と、継続基準に用いる平成 24 年度の最低責任準備金の計算利回り 9.57%を大きく下回っているため、継続基準よりも積立水準の改善幅が大きくなっています。

<図8>継続基準の積立水準の推移

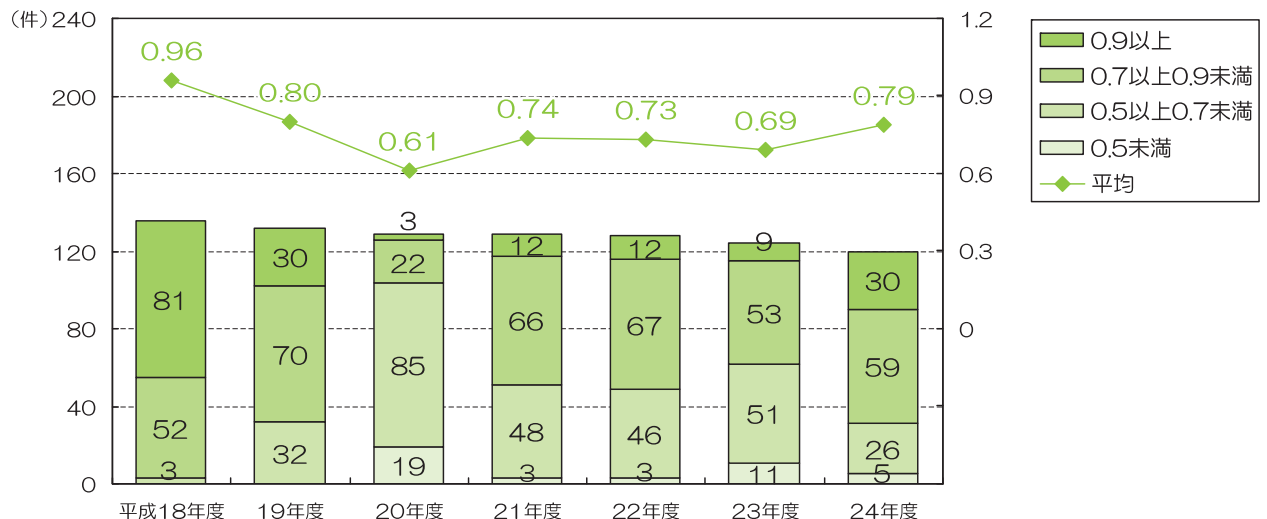


(注) 平成23年度までは、積立水準＝（純資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金
平成24年度以降は、積立水準＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金

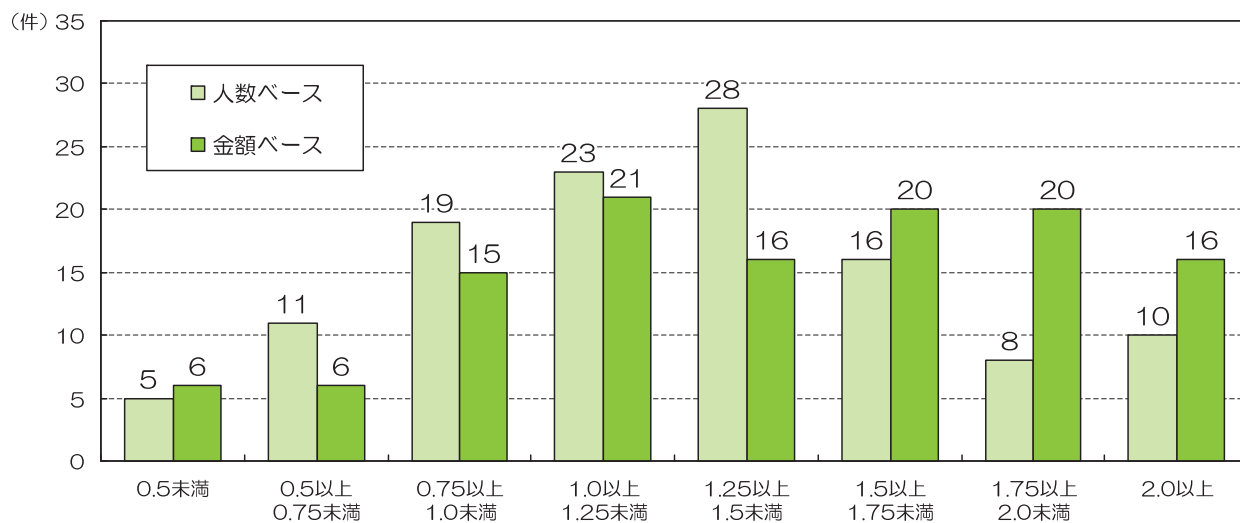
<図9>非継続基準の積立水準（最低責任準備金ベース）の推移



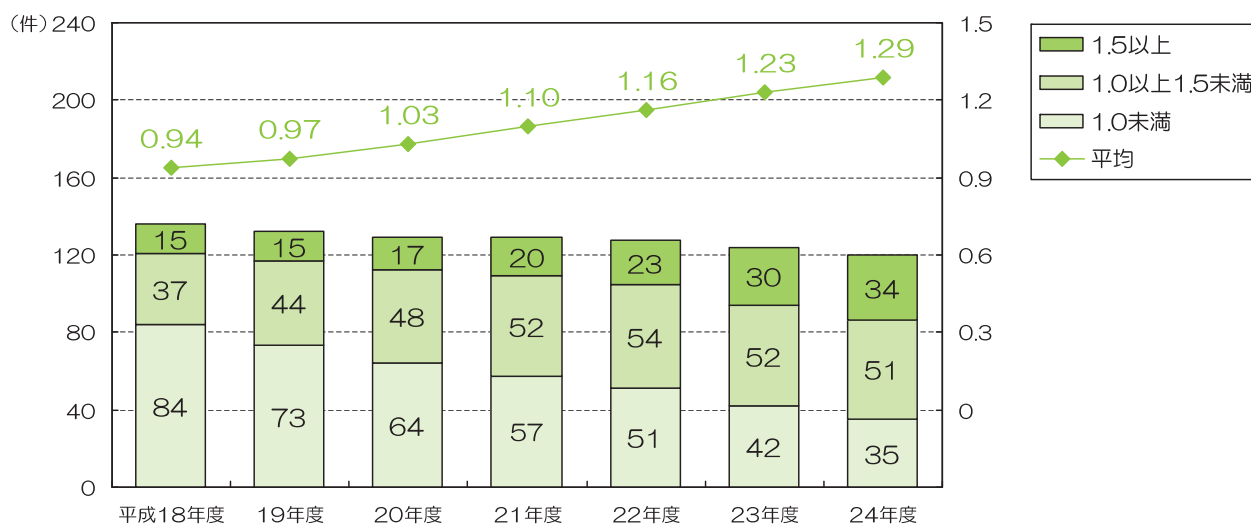
<図10>非継続基準の積立水準（最低積立基準額ベース）の推移



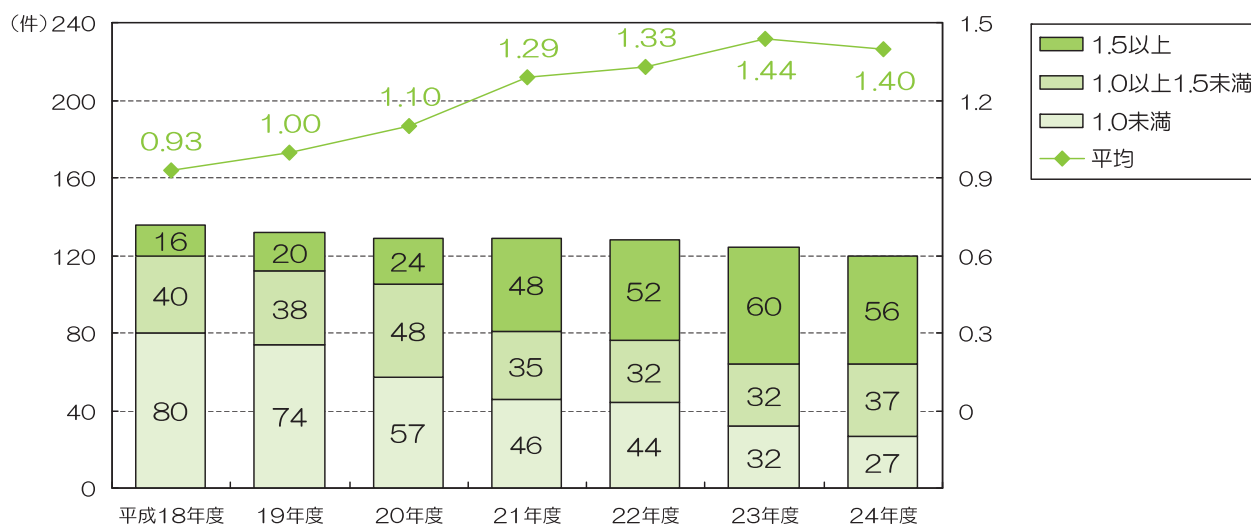
＜図 11＞成熟度の分布状況（平成 24 年度）



＜図 12＞人数ベース成熟度の推移



＜図 13＞金額ベース成熟度の推移



4. 成熟度について

年金制度の成熟度合いを測る指標として、ここでは人数ベースの成熟度と金額ベースの成熟度を用います。人数ベースの成熟度には、「受給者数÷加入員数」と「(受給者数+受給待期者数)÷加入員数」の2種類が考えられますが、金額ベースの成熟度「給付額÷掛金額」では認識できない受給待期者の影響をみるため、人数ベースの成熟度としては後者の「(受給者数+受給待期者数)÷加入員数」を用いることとします。なお、金額ベースの成熟度の算定に用いる「給付額」「掛金額」は、損益計算書上の「給付費」「掛金等収入」の値をそれぞれ使用しています。

基金の成熟度の分布状況および過去7年間の推移は、図11～図13の通りです。成熟度は、人数ベースおよび金額ベースいずれも年々上昇傾向にありましたが、金額ベースの成熟度は平成24年度と比べて低下しました。これは、金額ベースの成熟度の高い基金が解散したことによるものと考えられます。成熟度の上昇は時間の経過とともに当然起こることであり、財政状況の悪化を意味するわけではありません。しかし、加入員数が減少することによって成熟度が上昇している場合は、不足金の償却が遅れ、財政状況が悪化するおそれがあります。

5. まとめ

平成24年度は資産運用利回りが平均で11.99%と大幅に改善したため、継続基準については多くの基金で変更計算が不要となりました。しかしながら、非継続基準については、積立水準は改善したものの、最低積立基準額ベースでは基準を満たしていない基金がなお大半です。

本年6月に『公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)』が公布され、施行日(平成26年4月1日)以降は、最低責任準備金の精緻化として「代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正」「みなし7号方式の導入」および「期ずれの補正」など、財政運営基準が大幅に改正される予定です。平成24年度財政決算で「期ずれの補正」が行われたと仮定した場合、最低責任準備金の算定に用いる厚生年金本体利回りは平成24年度の9.57%が適用されるため、同年度の非継続基準の積立水準は大半の基金で低下することが考えられます。

今後、政省令の公布・通知の発出等により詳細が明らかとなりますので、その内容を踏まえながら、厚生年金基金の今後の方向性を検討していく必要があります。

りそなコラム

厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について

第41回のコラムのテーマは「厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係」について、信託銀行の新任営業マン「Aさん」と、その上司「B課長」との間のディスカッションです。

Aさん：平成25年6月19日に、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立しましたね。以前は、一部報道で厚生年金基金が一律に廃止されてしまうとも言われていましたが、一定の条件を満たすことにより存続も認められました。

一方で、厚生年金基金は公的年金である厚生年金保険の給付を一部代行していることから、厚生年金保険法の改正のうち基金の給付に影響を及ぼす改正事項については適宜対応しなければなりません。厚生年金基金の存続を選んだ場合、引き続き厚生年金保険法の改正動向を踏まえる必要があるということですよね。

B課長：Aさんに聞きたいのだが、最近の厚生年金保険法の改正で印象に残っているものはあるかな？

Aさん：10年くらい前は「総報酬制」や「離婚分割」などの法改正が頻繁にありましたが、ここ数年は基金に影響を及ぼすような法改正はないような気がするのですが……。

B課長：では、過去の法改正の整理をしてみよう。企業年金ノート「平成24年5月号(通巻529号)」および「平成24年6月号(通巻530号)」では、過去の厚生年金保険法の改正のうち基金の給付に関係している事項が整理されているから、これを読んでみよう。

Aさん：はい。企業年金ノート平成24年6月号(通巻530号)の文末では、「昭和60年の法改正以降、定期的に大規模な制度の見直しが実施されてきたが、平成21年以降、厚生年金基金制度の給付設計に直接的に影響を及ぼすような法改正は、平成24年4月現在まで実施されていない」と記載されています。

B課長：直近で実施された最も大きな法改正は、どのようなものだったかな？

Aさん：平成16年6月11日に公布された法律「国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号)」による公的年金制度の改正ですね。基金制度に影響のある改正内容は、企業年金ノート平成24年6月号(通巻530号)2頁によれば、次のとおりです。

厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について

- ▼平成17年4月1日施行：在職老齢年金の見直し
次世代育成支援の拡充
- ▼平成19年4月1日施行：65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入
離婚時の厚生年金の分割
70歳以上の在職老齢年金の導入
受給権者の申出による年金の支給停止
遺族厚生年金の見直し
- ▼平成20年4月1日施行：第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割

B課長：最近で最も大きな法改正はそうだったね。では、現在の公的年金制度において、Aさんが課題と考えているのは、どのようなことかな？

Aさん：そうですね、私としては、少子高齢化がますます進展する状況下において、支給開始年齢を見直さなくてよいのかが気になります。

B課長：では、現行制度における老齢厚生年金の支給開始年齢について考えてみよう。老齢厚生年金の支給開始年齢は、平成12年3月31日に公布された法律「国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年3月法律第18号）」により、平成14年4月1日からの施行として65歳に引き上げられたんだよ。ただし、経過措置により、現在は支給開始年齢の引き上げの途上なんだよ。

Aさん：平成12年3月31日に公布された法改正が、最近の年金制度に影響あるものなんですか？

B課長：もしかするとAさんは、施行日は平成14年4月1日だから、平成25年9月時点では、被保険者全員の老齢厚生年金の支給開始年齢が既に65歳になっている…と思っているのかな？

Aさん：え、違うんですか？

B課長：平成12年改正法による老齢厚生年金の支給開始年齢の引き上げ措置は、60歳から65歳へ段階的に引き上げるものなんだ。実際に支給開始年齢が60歳でなくなるのは、どういう人だと思う？

Aさん：…分かりません。

B課長：平成14年3月31日時点の年齢が48歳以下であった男子（誕生日が昭和28年4月2日以降の男子（女子は5年遅れ））からなんだ。

Aさん：そうすると、平成25年3月31日までは、老齢厚生年金の支給開始年齢は実質的に60歳のまま引き上げられていないということなんですね。

B課長：そうだね。老齢厚生年金の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に65歳に引き上げられることに伴い、厚生年金基金の代行給付の支給開始年齢も同様に引き上げられるんだ。

Aさん：段階的に引き上げられるとは知りませんでした。

B課長：その辺りのことも、企業年金ノート平成24年6月号（通巻530号）1頁に書いているよ。

Aさん：あっ、本当だ。平成25年4月1日になって始めて、平成14年4月1日施行の老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げの対象者が出てくる内容が書いてあります。

B課長：この支給開始年齢の件のように、厚生年金保険に関する法改正のうち厚生年金基金の給付に影響を及ぼすものの中には、当該法改正時点だけでなく、将来にわたって経過措置を適用し続けなければならない性格のものも含まれているんだ。

Aさん：そうなんですね、過去の法改正であっても、今後の厚生年金基金としての給付を裁定する際に大きな影響があるものが含まれているので、厚生年金基金の運営にあたっては、過去の法改正の歴史を理解しておくことは大変重要なんですね。

B課長：法改正の歴史のことを理解しておかないと、お客様と年金制度の話をする時に、受け応えができないよ。過去の法改正を踏まえて、冒頭で言及していた「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」および今後公布・発出される政省令等をしっかり読んでおくことが重要だよ。

Aさん：はい、分かりました。少しでもお客様からの相談に適切な対応ができるよう、法改正の内容を理解するように努めます。

<ご参考資料>

企業年金ノート 2012年5月号「厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について（その1）」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201205.pdf>

企業年金ノート 2012年6月号「厚生年金保険法の改正と厚生年金基金の給付との関係について（その2）」

<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/note/pdf/201206.pdf>

企業年金ノート No.545

平成25年9月 りそな銀行発行



りそな銀行

りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>